

制限措置の段階的緩和(5月11日)

現在、ギリシャ政府は新型コロナウイルス感染症防止対策の制限措置を段階的に緩和していますが、ギリシャ保健省の発表によれば、5月11日(月)の緩和措置として、以下の店舗等の営業が再開されるとのことです。

(1)音響・映像機器, 内装, 塗装, 金物, ガラス, 絨毯, 電気製品, 家具, 照明器具, 音楽関係, 玩具, 衣類, 靴, 皮革製品, 化粧品, 時計, 宝飾品等を扱う小売店舗の営業再開

(2)レンタル製品(レジャー用品, 運動器具, 家庭用品等), 賭け事に関する事業所の営業再開

(3)自動車教習所の営業再開(予約のみ, マスク着用義務あり)

ただし、ショッピングセンターやショッピングモールに入店している店舗は、引き続き閉鎖されています。

店舗等の再開に伴い、今後、更に人出が多くなることが予想されます。皆さまにおかれましては引き続き、可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい、マスクの適切な使用等により感染予防にご留意ください。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp